

徳島県規則第七十二号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

。 徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第六十九号中「徳島県危機管理関係手数料条例」を「徳島県危機管理環境関係手数料条例」に改め、同表徳島県東部農林水産局長の項第三十二号中「徳島県県民環境関係手数料条例」を「徳島県未来創生文化関係手数料条例」に改める。

別表第二の三徳島県食肉衛生検査所長の項第一号及び徳島県動物愛護管理センター所長の項第一号中「徳島県危機管理関係手数料条例」を「徳島県危機管理環境関係手数料条例」に改め、同表徳島県家畜保健衛生所の長の項第九号の14中「第四項」を「第五項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の三徳島県家畜保健衛生所の長の項の改正規定は、令和二年九月一日から施行する。